

高島市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
JA西びわこ前	高島市安曇川町田中104番地5地先（東進・西進）	大津第一交通株式会社が行う旅客の運送（一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行））の用に供する自動車	当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 停留所における停車又は駐車は、当該事業に係る運行時間内に限ること。	令和7年10月1日から当面の間	高島市長 滋賀県公安委員会 近畿運輸局長 江若交通株式会社
高島中学校前	高島市勝野1043番地先（北進・南進）				
新中野団地前	高島市勝野959番地1地先（北進・南進）				
音羽	高島市音羽411番地先（北進・南進）				
下古賀	高島市安曇川町下古賀1254番地先（北進・南進）				